

# 経 営 の 状 況

(23年9月末)



愛媛県信用漁業協同組合連合会

# 1. 事業の概況

県下の漁業環境については、宇和海における真珠・真珠養殖では、アコヤ貝の大量斃死以後、長引く経済不況の影響もあり、今だ回復に至っておらず、魚類養殖においても、魚価の安値安定や飼料の高騰により漁家経営は極めて厳しい状況が続いており、養殖業者の倒産・廃業が続いています。また、漁船漁業についても、一部の魚種で水揚げ及び価格の回復は見られるものの、全般的には低迷しており、依然として、厳しい状況にあります。

このような状況の中、JFマリンバンクでは、昨年度からのJFグループ全体の新運動方針「JFグループ 組織・経営・事業戦略」においても信用事業安定運営責任体制(あんしん体制)を確実なものにするため、経営健全性の一層の強化に取り組んでおり、県下JFマリンバンクといたしましては、愛媛県らしい金融サービスを提供できるよう「平成25年度末信用事業協同体(統合信漁連)実現」に向けて、取組んでまいりますので、今後とも一層のご支援・ご愛顧を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

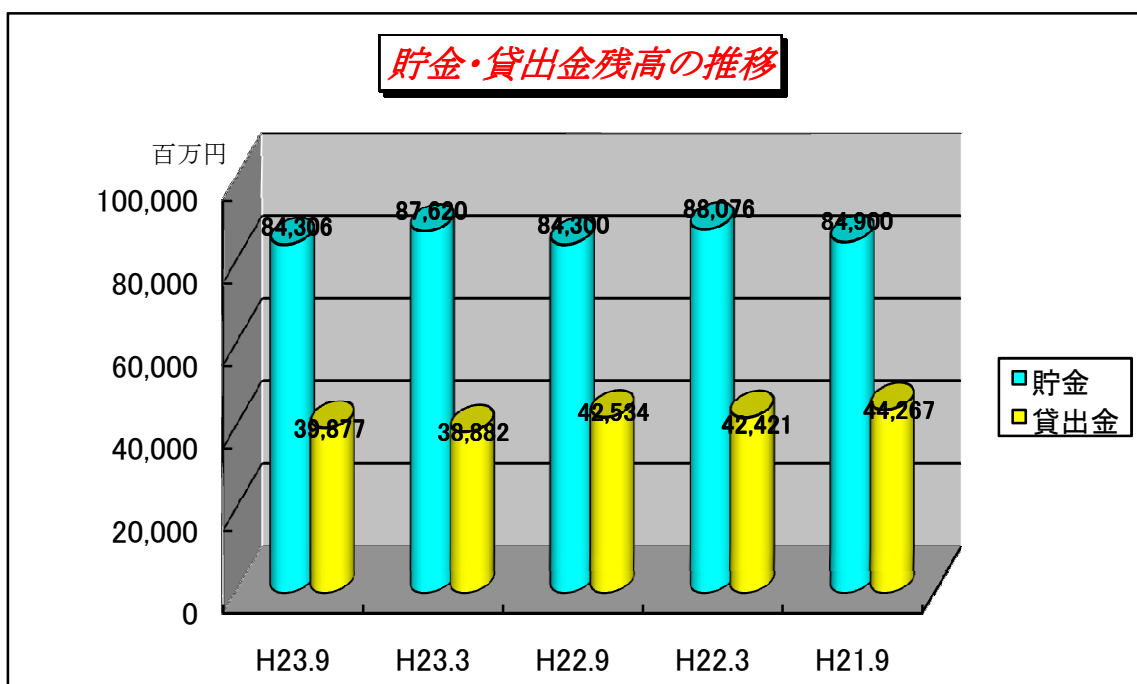
## ○貯金

貯金は、9月末残高843億円で、前年同期比6百万円増加しており、本年度も夏期に特別キャンペーン貯金の実施による積極的な推進を行った結果、定期貯金で約7億円、定期積金約1億円の実績を収めました。

## ○貸出金

貸出金は、9月末残高370億円で、前年同期比35億円減少いたしました。

養殖関連組合員の育成関連資金需要の対応を行いました。経費圧縮や新規設備投資自粛の傾向が依然として残っております。



## ○財務収支

漁業を取り巻く環境の悪化等により、貯金量の減少、貸出金の需要低下のため、財務収支については、厳しい状況ではありますが、資金量の確保と資金需要への適切な対応並びに効果的な余裕金運用、不良債権の回収に努め、健全な事業を展開してまいります。

なお、上半期における収支結果につきましては、特別キャンペーンの実施による貯蓄推進と制度資金を中心に、会員・組合員からの資金需要に対応いたしました。貯金者保護によるマリンバンク信用秩序維持のため、会員漁協から信用事業を譲り受けたことにより、多額の分類債権が発生し、1,713百万円の貸倒引当金繰入によって、当期損失金は1,607百万円となりました。

この対応といたしまして、今年度末に向け貸出金の保全策を講じ、損失の圧縮に努力をしてまいります。

また、自己資本比率は、「新BIS規制」に従った算定の結果、上記の状況により、前年同期比では、4.06%低下の20.03%となっておりますが、国内基準の4%および系統内ルールに示された漁協信用事業基準である8%をクリアし、金融機関としての安全性・健全性を確保しております。

## 2. 主要な取組み

当連合会は、協同組合運動の理念の下、県下漁協信用事業組織(9自立漁協及び31代理店)の中核として、会員と組合員の強い信頼と負託に応え、その社会的、経済的地位の向上と漁協信用事業の健全な育成のため最大の奉仕を行うとともに、会員と組合員からの資金需要に適切に応えることにより、水産業の振興及び漁村地域社会の発展に貢献できるよう県下漁協と一体となり事業展開いたします。

この経営理念の実現のために、以下の事項を重点的に取り組むことといたします。

### 《 重点取組事項 》

- ①信用事業安定運営責任体制(あんしん体制)への展開
- ②事業量確保に向けた推進活動の展開
- ③会員及び漁業者等の資金需要に対する積極的融資対応
- ④内国為替の適切かつ確実な取扱いと漁協指導、国庫金や公共料金の利用拡充による家計のメイン化推進
- ⑤不良債権の管理と延滞債権回収
- ⑥内部管理態勢等の適切性・有効性の確立

## 3. その他

特筆すべき事項はありません。

#### 4. 金融再生法開示債権(単体)

(単位:百万円)

	平成23年9月末	平成23年3月末	増 減
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	549	539	10
危険債権	12,498	12,345	153
要管理債権	216	217	△ 1
不良債権合計	13,263	13,101	162
正常債権	23,847	24,316	△ 469

※平成23年9月末の債権額は次の方法により算定しています。

- ① 各債権額は平成23年3月末時点を基準として、対象債権残高を修正しています。
- ② 平成23年3月末以降に、債務者区分の変更が必要と認められる債務者については、9月末時点の対象債権残高を修正しています。

(注1)「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

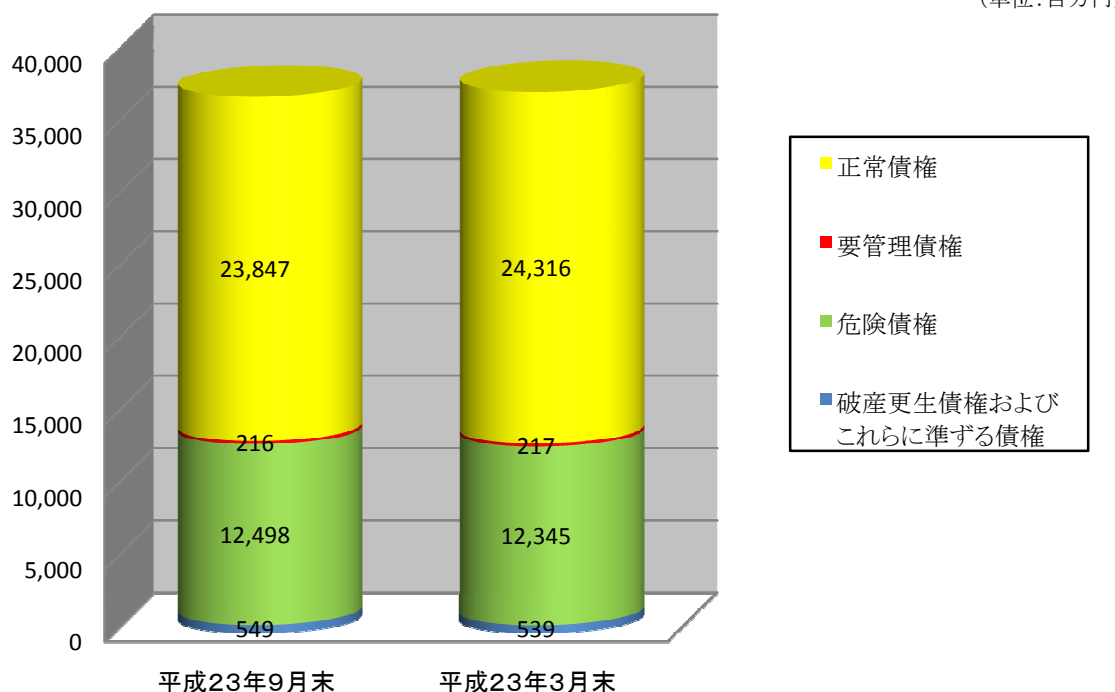
(注2)「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。

(注3)「要管理債権」とは、基本的には、「3ヵ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。

(注4)「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外のものに区分される債権です。

金融再生法開示債権の推移

(単位:百万円)



## 5. 単体自己資本比率

平成23年9月末	平成23年3月末
20.03%	24.96%

## 6. 主要勘定残高の状況

(単位:百万円)

	平成23年9月末	平成23年3月末
貯金	84,306	87,620
貸出金	37,038	37,349
預け金	47,744	51,397
有価証券	—	—